

3 部門別計画**基本目標1****子育て・健康長寿を支えるまちづくり**

節	大施策	掲載 ページ
1 社会福祉	1.子育て・子育て支援	42
	2.高齢者福祉・介護保険	48
	3.障害者・障害児福祉	53
	4.地域福祉	59
2 健康	1.成人保健	64
	2.母子保健	68
	3.地域医療	72
	4.感染症対策	75
3 社会保障	1.公的医療保険・年金	78
	2.福祉医療	81
	3.低所得者支援	84

1. 子育て・子育て支援

現状と課題

- ・核家族化やひとり親家庭等の増加により、家庭と地域社会との関係が希薄化したため地域ぐるみの子育て力や教育力が低下しています。
- ・人口増加に伴う子どもの数の増加や就労形態の変化により、さらなる保育サービス及び放課後児童サービスの充実が必要となっています。
- ・子育て中の親が精神的疾患となるケースが増加し、子育てに対する不安を募らせており子育ての孤立感、孤独感を軽減するサービスの充実が必要となっています。
- ・地域での子どもが活動する場が少ないため、心も身体も健全に育成される環境を創出する必要があります。
- ・発達障害のある子どもの増加に対して、早期発見から早期療育^{*1}に至る支援体制を強化する必要があります。また、対象児童に対し最も適した進路を保護者が選択できるよう相談体制を整備することも必要となっています。
- ・いじめや児童虐待等、子どもの権利を侵害する問題が急増しているため、子どもの権利を尊重する地域風土の醸成が必要です。

3基本計画
基本目標1

施策がめざす将来の姿

- 子どもを安心して生み育てられる地域環境になっています。
- すべての子どもが心も身体も健やかに育っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
安心して子育てできる環境であると感じる市民の割合 (%)	51.0	60	70
子育てに対する支援についての満足度 (%)	23.3 (平成20年度)	37	50
乳幼児や児童に対する福祉サービスについての満足度 (%)	26.9 (平成20年度)	38	50

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 子育て・子育て支援	(1) 子育て家庭に対するサービスの充実	①専門的・総合的な相談体制の充実 ②幼児教育の充実 ③経済的な支援の充実
	(2) 安心して地域で子育てができる環境づくり	①地域の子育て拠点機能の充実 ②子育て中の親子の交流促進 ③子どもにとって安全・安心なまちづくりの推進 ④ボランティアやNPO等の子育て支援活動の活性化
	(3) 家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実	①保育サービスの充実 ②放課後児童対策事業の充実 ③保育施設等の充実 ④保護者のレスパイト※ ² 及び社会参加支援の充実
	(4) 子育て・親育ちの支援の充実	①未来をつくる子ども条例の普及啓発 ②ユース世代の居場所づくりと自主活動の支援 ③子育てを支える相談体制の構築 ④地域・家庭の教育力の向上
	(5) 要支援児童・家庭対策の充実	①障害児のいる家庭への支援 ②児童虐待の防止 ③ひとり親家庭への支援

3 基本計画
基本目標1

施策の主な内容

(1) 子育て家庭に対するサービスの充実

①専門的・総合的な相談体制の充実

多様な相談に適確に対応できるように、家庭児童相談や教育相談等の専門的な相談に加え、地域で気軽に相談できる体制を充実させ、市全体の相談機能を高めます。また、休日や夜間帯の相談機関等の情報を提供します。

②幼児教育の充実

就学前児童全体の視点から、学校生活や学習の基礎となる基本的な生活習慣や社会性を身につけることができるように、特色ある幼児教育の支援を充実します。

③経済的な支援の充実

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、国の制度である子ども手当の支給や授業料補助等を利用し、子育ての経済的負担を軽減します。また、経済的な理由により、就学困難な児童生徒を持つ家庭に対し、給食費、通学用品費及び校外学習費等の公費負担を行い、就学を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
家庭児童相談事業	児童課	家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、18歳未満の児童に関する電話及び面接相談を行う。
私立幼稚園補助事業	児童課	幼児教育の一層の振興を図ることを目的として幼稚園設置者に必要な経費の一部を補助する。

(2) 安心して地域で子育てができる環境づくり

①地域の子育て拠点機能の充実

核家族化による子育ての孤立を解消するため、子育て支援センターや児童館を地域の子育ての拠点として充実します。また、携帯電話メールを活用した情報提供等、子育て支援サービス機能を充実します。

②子育て中の親子の交流促進

子育て中の親子が交流しながら悩み等を語り合い、出産や育児への不安を持つ妊婦が“先輩ママ”と交流できるように、子育て支援センターや各児童館等に、交流促進の場の設置や機会の充実を図ります。また、引き続き保育園での園庭開放を実施します。

③子どもにとって安全・安心なまちづくりの推進

子どもが安心して学校へ通うことができるよう、歩道、自転車道の整備等、通学路の安全施設を設置します。また、子どもが安心して戸外で遊べる環境をめざし、地域の安全パトロールの支援や安全に関する意識啓発を進めます。

④ボランティアやNPO等の子育て支援活動の活性化

子育てグループづくりを進めるために、子育て支援センターや児童館での交流の場を提供するとともにボランティア等の育成を図ります。また、子育てサークルや子ども会への参加促進を図るため、子育てサークル等に関する情報を提供します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
子育て総合支援センター運営事業	児童課	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を行う。
児童館事業	福祉会館	児童の健康増進や情操を豊かにすること、未就園児と保護者のふれあいの場の提供を目的とした施設運営を行う。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
子ども会活動支援事業	児童課	地区別にある単位子ども会や日進子ども会連絡協議会の事業を支援する。
ファミリーサポート事業	児童課	育児援助を行いたい人と育児援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動を行う。

(3) 家庭と仕事や社会参加との両立支援の充実

①保育サービスの充実

3歳未満児の保育ニーズの増加に対応するため、認定こども園制度等、民間の保育施設の活用を図ります。また、保育園の運営方法の検討や認可外保育所との連携を進める中で、休日保育や夜間保育の実施方法を検討していきます。

病児等の子どもを安心して預けられる場を提供するため、医療機関と連携し病児・病後児保育サービスを引き続き実施します。

②放課後児童対策事業の充実

児童生徒の健やかな育成や共働き等保護者の多様な就労に対応するため、学童保育所の充実や学校施設の有効利用による学校開放事業の拡大により、放課後や、夏休み等の学校休業日について対応の充実を進めます。

③保育施設等の充実

良好な保育環境を維持し、人口増加や核家族化や就労形態の変化に伴う保育需要の多様化に対応するため、必要に応じ既設施設の改修と計画に基づいた改築を推進するとともに、待機児童解消のため、民営を含め新設園の検討を行います。

④保護者のレスパイト及び社会参加支援の充実

子育て中の保護者のリフレッシュや社会参加支援のために、一時保育事業の拡充及び市主催事業での託児サービスを実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
3歳未満児保育事業	児童課	生後6か月からの3歳未満児を対象にその保護者に代わって保育する。
学童クラブ運営事業	児童課	学童クラブ運営に必要な補助、指定管理者への指導を行う。
放課後子ども教室開催事業（放課後子どもプラン事業）	児童課	放課後児童対策の一環として、放課後子ども教室等の活動を充実し、働きながら子育てしやすい環境づくりを行う。
セカンドスクール事業（サマースクール事業）	児童課	夏休み期間に子どもの居場所として、農業体験や食育、自由研究等を学べる講座を開講する。

(4) 子育て・親育ちの支援の充実

①未来をつくる子ども条例の普及啓発

条例の趣旨や内容について、子どもを持つ家庭だけでなく地域全体への意識を高めるため、子どもの権利月間を利用し、学習会、講演、シンポジウム等による意識啓発を行います。

②ユース世代の居場所づくりと自主活動の支援

ユース世代の子どもが豊かな自己を育むことを支援するため、自主的に社会参加できる機会や活動できる居場所を提供します。

③子育てを支える相談体制の構築

子ども自身が相談しやすい環境づくりを進めるため、学校に配置したスクールカウンセラーによる相談体制を充実させ、必要に応じて教職員と連携しながら問題解決につなげる等、相談体制の構築を図ります。

④地域・家庭の教育力の向上

青少年の多様な体験活動を促進するとともに、広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、家庭教育や子育てに関する情報提供を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
未来をつくる子ども条例の普及啓発事業	児童課	子どもが自らの大切な権利について学ぶ機会を提供する等、条例の普及啓発を行う。
ユース世代の居場所づくり事業	児童課	ユース世代が、自主的に社会参加できる機会や活動できる居場所を創出する。

(5) 要支援児童・家庭対策の充実

①障害児のいる家庭への支援

早期発見・早期療育に努め、子どもの成長過程を通じた一貫した相談支援体制を構築します。また、障害児通園施設を整備し、受入れ児童数の拡大と療育の充実を図ります。

②児童虐待の防止

児童虐待の発生予防のため、乳児のいる家庭への訪問や乳幼児の健康診査等の機会に子育て環境を把握し、特に支援の必要な家庭には家庭訪問等を行います。また、関係機関とのネットワークを強化し、早期発見と迅速な対応を図ります。

③ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、母子自立支援員による、就業を始めとした生活全般にわたる相談や指導を総合的・計画的に実施します。また、児童扶養手当等の各種手当支給や就学援助等、ひとり親家庭の経済的な支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
児童発達支援センター 運営事業	児童課	心身に障害を有すると思われる義務教育就学前の児童に対し、通園による療育を行う。
児童虐待防止事業	児童課	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携によって、未然防止と早期発見、迅速な対応を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市次世代育成支援計画（平成17年度～平成26年度）
- 日進市未来をつくる子ども条例

◆ 用語の解説

- ※1 療育：医療・治療の「療」と、保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発する手法が用いられている。
- ※2 レスパイト：休息や息抜きのこと。

2. 高齢者福祉・介護保険

現状と課題

- ・団塊の世代の高齢化による影響から、今後さらに高齢者数が増加し、超高齢社会を迎えます。
- ・高齢者福祉についての優先度が、平成20年度に実施した市民意識調査においても高いことから、高齢者が豊かで安心して生活できる地域社会の実現が求められています。
- ・高齢者一人ひとりが、元気で自分らしくいきいきと暮らすことができるよう、地域における健康づくりや生きがいくくり、社会参加に対する施策の必要性が高まっています。
- ・高齢者が住み慣れた自宅や地域で、安心した生活を継続して送ることができるように、高齢者の生活を総合的にサポートする体制づくりが求められています。
- ・高齢化による要介護認定者の増加や、核家族化の進展による単身の高齢者や高齢者のみの世帯の増加等に伴い、高齢者虐待や消費者被害が増加傾向にあります。権利擁護の観点から、関係機関との連携を強化して、迅速な対応を図ることが求められています。
- ・また、家族構成や社会構造の変化によって、高齢者の孤独死が問題となっており、地域等における見守り支援体制の充実が求められています。
- ・高齢化に伴う認知症^{*1}高齢者の増加が予想されることから、地域住民の認知症に対する理解促進等が必要不可欠となっています。
- ・必要な介護保険サービスを安心して利用することができるよう、サービスの量と質の確保、介護給付の適正化等による安定した制度運用が重要です。

施策がめざす将来の姿

- 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。
- 介護の必要な人が、必要な介護サービスを受けることができます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
高齢者福祉サービスに対する満足度 (%)	15.7 (平成20年度)	18	21
介護保険サービスに対する満足度 (%)	51.7 (平成20年度)	54	56
介護保険サービス受給率 ^{*2} (%)	78.3	80.0	82.5

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 高齢者福祉・介護保険	(1) 社会参加・生きがいづくりの促進	①老人クラブ活動の活性化 ②社会参加する機会の拡大 ③就労機会の拡大
	(2) 健康づくり・介護予防	①高齢者の健康づくりの推進 ②身近な生きがいづくり活動の実施と支援 ③介護予防の充実
	(3) 相談・生活支援の充実	①在宅福祉サービスの充実 ②家族介護者支援の充実 ③相談支援ケア体制の充実 ④高齢者の虐待防止や権利擁護 ^{※3} の推進 【P. 59「地域福祉」の再掲】
	(4) 介護保険サービスの充実	①介護保険サービスの基盤の確保 ②介護保険制度の適正な運用 ③介護保険制度の周知と相談体制の充実 ④介護サービス水準の向上

3基本計画
基本目標1

施策の主な内容

(1) 社会参加・生きがいづくりの促進

①老人クラブ活動の活性化

高齢者が、地域における仲間づくりを通じた生きがいや健康づくりを進めるため、老人クラブの自主的活動が活性化するための支援を実施します。

②社会参加する機会の拡大

高齢者が自らの能力を生かし、地域の人との関わりを通じて、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習に関する講座等の開催や情報提供等を行い、社会参加への機会の拡大を図ります。

③就労機会の拡大

高齢者が長年培った技術・知識・経験等が生かせるよう、シルバー人材センターが実施する無料職業紹介事業や、会員向けの教養・技能講習会及び未就業相談会の実施を通して、就労機会の拡大を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
老人クラブ助成事業	高齢福祉課	地域での奉仕活動等、老人クラブの自主的な活動を支援するための助成をする。
シルバー人材センター運営指導事業	高齢福祉課	シルバー人材センターの適正な運営のための指導を実施する。

(2) 健康づくり・介護予防

①高齢者の健康づくりの推進

高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくため、健康づくりに関する知識の普及啓発を積極的に行い、生涯学習やスポーツ等を通じ、高齢者自らが健康づくりに取り組めるように支援します。

②身近な生きがいくくり活動の実施と支援

高齢者が身近な場所で交流し、生きがいを持って過ごせるよう、福祉会館や地域における高齢者を対象とした生きがいくくり等の事業を実施します。また、高齢者が集い交流し、主体的に活動し、参加できるような環境づくりを進めるとともに、自立した活動となるための支援を実施します。

③介護予防の充実

要介護状態^{※4}になることを防ぐため、関係機関や地域の団体等との連携を強化し、認知症や生活機能低下を予防するための介護予防事業の実施や介護予防遊具の設置を進め、介護予防の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
コミュニティサロン事業	福祉会館	65歳以上で外出する機会の少ない人を対象に、福祉会館にて週1回、昼食をはさみ、体操やレクリエーション等を実施する。
おたっしやハウス事業	福祉会館	元気な65歳以上の人を対象に、福祉会館にて健康維持や介護予防を目的とした体操やカラオケ、おしゃべりをして一日を楽しく過ごしてもらう。
地域サロン等支援事業	高齢福祉課 健康課	地域でボランティアにより実施されているサロン等に保健師が出向くとともに、介護予防のための専門家を派遣する。
介護予防事業	高齢福祉課	一次予防事業対象者（高齢者全般）や二次予防事業対象者 ^{※5} を対象に、認知症予防教室や生活機能低下を予防する運動教室等を実施する。

(3) 相談・生活支援の充実

①在宅福祉サービスの充実

支援を必要とする高齢者が在宅で自立した生活ができるように、食事や家事等の日常生活の一部を補うサービスを提供します。また、単身の高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活できるよう見守り体制を充実します。

②家族介護者支援の充実

介護者の心身の負担を軽減するため、効率的な介護ができるような介護知識を習得できる機会や、心身のリフレッシュができる機会を充実します。

また、認知症サポーター養成事業等の実施によって、認知症に対する理解を進め、認知症の人とその家族を支援します。

③相談支援ケア体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域包括支援センター^{※6}が軸となって関係機関との連携を強化し、保健・医療・福祉等生活に関わる様々な相談への対応や、認知症の人等に対する見守り支援体制の充実を図る等、高齢者の生活を総合的に支援します。

④高齢者の虐待防止や権利擁護の推進【P.59「地域福祉」の再掲】

高齢者が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化した上で連携します。また、必要に応じて成年後見等の制度を活用することで、日常生活を支えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
在宅福祉サービス事業 (365日あったか食事サービス事業始め9事業)	高齢福祉課	調理・買い物が困難な65歳以上の高齢者等へ食事(夕食)を宅配する他、在宅高齢者の生活支援を行うサービスを提供する。
地域包括支援センター運営事業	高齢福祉課	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした業務を地域包括支援センターに委託し、連携を図る。
認知症サポーター養成事業	高齢福祉課	地域で暮らす認知症の人やその家族のことを理解し、支援することができる認知症サポーターを養成する。

(4) 介護保険サービスの充実**①介護保険サービスの基盤の確保**

高齢者が住み慣れた自宅や地域で必要な介護サービスが受けられるように、介護サービスの基盤整備を進めます。

②介護保険制度の適正な運用

介護保険制度の安定した運用を図るため、適正なサービス必要量と介護保険料を算定するとともに、制度周知等の実施による収納率の向上、介護給付適正化への取組を実施します。

③介護保険制度の周知と相談体制の充実

高齢者やその家族が介護保険制度を理解し、必要なサービスを適切に利用することができるよう、ガイドブック等を活用してわかりやすく周知するとともに、地域包括支援センターを拠点とした地域ごとの相談支援体制の充実に努めます。

④介護サービス水準の向上

介護サービスの質の確保・向上のため、市内介護サービス事業者を対象とした研修、指導監督、第三者評価等を実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
介護保険事業計画策定事業	高齢福祉課	介護保険事業における保険給付の円滑な実施が確保されるよう、国の基本指針に沿って策定する。第1号被保険者 ^{※7} の介護保険料を計画に基づき算定する。
介護施設等整備事業	高齢福祉課	介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業者等、介護サービスの基盤整備を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度）
- 日進市介護保険条例
- 日進市高齢者生きがい活動センター条例
- 日進市福祉会館条例

◆ 用語の解説

- ※1 認知症：いろいろな原因で脳の細胞の機能が低下したために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。かつては、痴呆症と呼ばれていた。
- ※2 介護保険サービス受給率：要介護（要支援）認定者に対する介護保険サービス利用者の割合のこと。
介護保険サービス利用者数／要介護（要支援）認定者数×100（％）
- ※3 権利擁護：自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
- ※4 要介護状態：身体上又は精神上的の障害があるため、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当するもの。
- ※5 二次予防事業対象者：要支援・要介護になるおそれのある高齢者のこと。基本チェックリスト等により判定される。
- ※6 地域包括支援センター：高齢者の生活を総合的に支えていくことを目的に、平成18年度から新設された拠点。市内には、担当する地域ごとに3か所設置され、各センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）等が中心となって、「介護予防に関するケアマネジメント」「権利擁護に関すること」「総合的な相談・支援」「地域のケアマネジャーへの支援」等を行うもの。
- ※7 第1号被保険者：介護保険被保険者のうち、65歳以上の人をいう。

第1節：社会福祉

3. 障害者・障害児福祉

現状と課題

- ・本市において障害者手帳を所持している人は、本市の総人口の増加率以上の割合で増加しています。
- ・平成18年に施行された障害者自立支援法^{*1}は、障害の種別にかかわらず福祉サービスの充実及び一層の推進を図るために制定されましたが、応益負担等制度上の課題も取り上げられていることから、現在、国において総合的な制度の見直しが検討されています。
- ・障害のある人の地域での生活を実現するために、自立・独立した生活を送っていくための基盤となる居住空間（グループホームや民間の賃貸アパート等）が不足している等、基本的な障害福祉サービスの不足が指摘されています。
- ・障害のある人やその家族とともに、様々な福祉サービスをコーディネートし、ライフステージに応じた支援が得られるように、相談支援体制の充実等が求められています。
- ・障害のある人が自立して生活できるよう、一般就労^{*2}・福祉的就労^{*3}を促進するための条件整備や支援の充実を図る必要があります。
- ・障害のある人の外出や余暇活動等を通じて多様な社会参画の機会を確保するため、バリアフリー環境を整えていく等、ハード・ソフト両面での充実も求められています。
- ・障害のある人の様々なニーズに応えるためには、行政だけではなく地域社会、民間企業やボランティア等による支援も必要とされています。

施策がめざす将来の姿

- 障害のある人が住み慣れた地域で、家族や仲間とともに安心して暮らしています。
- 障害のある人が自分らしい生き方を選択し、別け隔てなく自立した暮らしを送っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
障害者基本計画の進捗率（％）	10	50	100 (平成30年度)
障害者（児）福祉サービスに対する満足度（％）	13.3 (平成20年度)	25	50
心身に障害がある状態になった場合に安心して生活できる地域だと思う人の割合（％）	50.2	60	70

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 障害者・障害児福祉	(1) 障害福祉サービスの充実	①障害福祉計画の定期的な見直し ②自立給付等サービス基盤の確保 ③地域生活支援事業 ^{※4} の充実 ④療育 ^{※5} や特別支援教育 ^{※6} の充実 ⑤市独自の福祉サービスの実施
	(2) 障害者相談支援体制等の充実	①相談支援体制の充実 ②障害の早期発見・早期対応の推進 ③障害者のいる家族への支援
	(3) 自立と社会参加の支援	①雇用・就労等の促進 ②移動・外出支援の充実 ③社会参加活動の支援
	(4) 障害に対する理解促進と障害者・児の地域生活を支える環境づくり	①差別・偏見をなくすための取組推進 ②施設等のバリアフリーの推進 ③ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実【P. 59「地域福祉」の再掲】 ④障害者の虐待防止や権利擁護 ^{※7} の推進【P. 59「地域福祉」の再掲】

3 基本計画
基本目標1

施策の主な内容

(1) 障害福祉サービスの充実

①障害福祉計画の定期的な見直し

障害のある人が自分の住む場所を自分で選び、必要なサービスを利用し、地域で安心して暮らすことができるように、各年度におけるサービスの必要量を見込み、確保するための方策を定めた障害福祉計画を定期的に見直します。

②自立給付等サービス基盤の確保

障害のある人が、身近な地域で介護給付^{※8}や訓練等給付^{※9}等の基本的なサービスが利用できるように、サービス提供事業者の誘致等、サービス基盤の確保に努めます。また、国・県の各種障害者手当、障害年金等の経済的支援制度の周知を図ります。

③地域生活支援事業の充実

障害のある人が、地域で日常生活を送ることができるよう、当事者等の意見を踏ま

えて、既存事業を見直しながら、地域の実情に応じた地域生活支援事業を実施します。
また、必要なサービスを継続的に提供できるよう、サービス提供従事者等の人材を養成し、活用を図ります。

④療育や特別支援教育の充実

就学前の療育から学校教育へと適切につなぐため、教育・保健・医療・療育・福祉の各分野の連携を強化し、関係機関が一体となり相談や支援を行っていくために、個別の教育支援計画^{※10}等により一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。また、障害の種別や程度、発達段階に応じた適切な支援を行うために専門職を配置する等、より効果的で効率的な教育的支援を実施します。

⑤市独自の福祉サービスの実施

本市に住む障害のある人が地域において安心して生活していくため、当事者等のニーズを把握し、既存事業を見直しながら、新たな事業への展開を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
障害福祉計画の見直し事業	福祉課	障害福祉計画を3年ごとに見直しするとともに、障害者基本計画等策定・評価委員会による進捗管理を行う。
市独自の福祉サービス事業	福祉課	当事者等のニーズを把握し、既存の事業の見直しと新たな事業への展開を図る。

(2) 障害者相談支援体制等の充実

①相談支援体制の充実

相談支援業務に従事する者の相談技術を向上させるとともに、障害の種別、障害のある人の年齢等にとらわれることなくすべてのケース及びライフステージに対応できるように、障害者支援拠点を整備することで、障害者相談支援センターの機能を充実し、一貫した支援を図ります。また、障害のある人が必要な支援やサービスを得られるよう、様々な障害福祉サービスの周知を行います。

②障害の早期発見・早期対応の推進

乳幼児期における障害の早期発見や、生活習慣病等を起因として障害が生じることを予防するため、健康診査、各種保健指導を充実させ、障害の早期発見に努めるとともに、関係機関が連携し、適切な相談、指導等の支援を行います。

③障害者のいる家族への支援

障害のある人の家族の精神的負担を軽減するため、制度やサービスに関する情報を、障害の種別や特性を考慮してわかりやすく提供するとともに、障害者相談支援センターや地域包括支援センター等、関係する機関との連携を行うことで、相談機能を充実させます。また、障害のある人の緊急一時預かりに対応できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
障害者支援拠点整備運営事業	福祉課	障害者支援拠点を整備し、障害の種別を問わず、ライフステージを通じた相談支援を行う。

(3) 自立と社会参加の支援

①雇用・就労等の促進

市が率先して障害のある人の雇用機会を進めていくために、市における雇用やチャレンジ雇用^{※11}を進めます。また、障害のある人の雇用の促進等に関する法律や雇用に関する助成制度等の周知に努めます。さらに、NPOや障害者団体等が福祉的就労事業を展開するために必要な支援を進めます。

②移動・外出支援の充実

障害のある人が、地域で自立した生活を送り、自由に社会参加できる環境を整備するために、タクシー料金助成事業、移動支援事業^{※12}等の既存制度の見直しを検討するとともに、NPO等による福祉有償運送^{※13}を始め、新たな支援事業の実施を進めます。

③社会参加活動の支援

障害のある人が、スポーツ・文化活動等に参加できるように、障害者団体と連携し、各種教室、講座の企画・開催を検討するとともに、障害のある人をサポートするスタッフを養成します。また、ピアカウンセリング^{※14}等の当事者同士による活動への支援を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
職員雇用、チャレンジ雇用事業	人事課 福祉課	市役所において、障害のある人の雇用を進めるとともに、一定期間の就労訓練の場を提供する。
移動支援事業	福祉課	福祉有償運送やヘルパーの養成等、移動支援事業の充実を図る。

(4) 障害に対する理解促進と障害者・児の地域生活を支える環境づくり

①差別・偏見をなくすための取組推進

障害に対する理解を深めるために、学校教育の場における福祉教育の実践や地域・企業においても福祉教育を行うことを支援する等、障害のある人への差別や偏見を解消する取組を進めます。

②施設等のバリアフリーの推進

公共施設において障害のある人等の意見を聞きながら、案内装置や多目的トイレ、エレベーター・スロープ等の設置・改善、段差の緩和等を進め、だれもが利用しやすい施設整備を進めます。また、障害のある人にとって住みやすい住宅への改修費用の助成を継続するとともに、必要な情報を得られるように努めます。

③ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実【P.59「地域福祉」の再掲】

ボランティア・NPO等の活動を充実するため、ボランティアセンターにおいて必要な支援を行います。また、手助けが必要な人とボランティア等を結びつけるコーディネート機能を充実します。

④障害者の虐待防止や権利擁護の推進【P.59「地域福祉」の再掲】

障害のある人が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化した上で連携します。また、必要に応じて成年後見等の制度を活用することで、日常生活を支えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
公共施設のバリアフリー 一手引き作成事業	福祉課	公共施設のバリアフリー化のためのチェックリスト 等を作成する。

◆ 関連する計画・条例

- 第2次日進市障害者基本計画（平成21年度～平成30年度）
- 第2期日進市障害福祉計画（平成21年度～平成23年度）
- 日進市障害者自立支援条例
- 日進市障害者施策推進協議会条例
- 日進市障害者医療費支給条例
- 日進市精神障害者医療費支給条例
- 日進市障害者扶助料支給条例

◆ 用語の解説

- ※1 障害者自立支援法：障害の種別で区別することなく、障害のある人等が能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした法律のこと。
- ※2 一般就労：福祉的就労に対して使われる用語。一般民間企業や自営等で働く場合をいう。
- ※3 福祉的就労：授産施設や作業所での収入（工賃）を伴う活動をいい、労働関係法規の適用は受けませんが、就業・就労に該当し福祉施設で行われていることから、福祉的就労と呼ばれている。
- ※4 地域生活支援事業：障害者自立支援法によって法定化された事業。障害のある人等の能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するもの。相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付、移動支援等、市町村が必ず実施しなければならない事業がある。
- ※5 療育：医療・治療の「療」と、保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発する手法が用いられている。
- ※6 特別支援教育：従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行うこと。

第3編 基本計画 第2章 部門別計画

基本目標1 子育て・健康長寿を支えるまちづくり

- ※7 権利擁護：自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
- ※8 介護給付：障害者自立支援法によって体系化されたサービスで、主に居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、生活介護等のサービスの総称のこと。
- ※9 訓練等給付：障害者自立支援法によって体系化されたサービスで、主に自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等のサービスの総称のこと。
- ※10 個別の教育支援計画：障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業までを通じて、適確な教育的支援を行うこと。
- ※11 チャレンジ雇用：1年以内の期間を単位として、国の各府省・各自治体において、非常勤職員として雇用し、各府省・各自治体での1～3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じた一般企業等への就職を実現しようとするもの。
- ※12 移動支援事業：障害者自立支援法に規定された地域生活支援事業の必須事業の一つ。屋外での移動が困難な障害のある人等に対して外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。
- ※13 福祉有償運送：NPO法人等が要介護者や身体に障害のある人等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うこと。
- ※14 ピアカウンセリング：障害のある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ、問題解決を図ること。

第1節：社会福祉

4. 地域福祉

現状と課題

- ・急激な人口増加に伴う近隣のつながりの希薄化により、地域コミュニティの弱体化、地域の助け合いの意識が低くなることが懸念されており、市民の福祉の心を育て、ふれあい・助け合い・支え合いの行動を喚起し、「安全で安心して暮らせる日進」、「明るく心豊かに暮らせる日進」を構築していくことが求められます。
- ・公的な福祉サービスと市民自らが取り組む地域福祉活動の違いを理解しながら、協働の原則のもとに地域福祉を推進していくことが必要であるため、平成19年から市民と行政の協働による実行委員会を立ち上げ、市内の地域福祉活動実践報告をしています。
- ・地域福祉の輪を広げ、住みやすく居心地の良い地域をつくるためには、さらなる市民参加の拡大が必要です。
- ・本市は、若い世代が多く住む地域や高齢化が進む地域があり、その実情に見合った、地域福祉を進めることが望まれます。

施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、支えあえる地域になっています。
- だれもが安心して暮らし続けられる地域になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
地域福祉活動に参加したことがある市民の割合 (%)	27.8	37.5	40

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 地域福祉	(1) 地域福祉計画の推進	①地域福祉計画の見直しと推進
	(2) 地域福祉意識の向上	①地域福祉意識の啓発 ②福祉教育の充実
	(3) 地域福祉活動の充実・支援	①小地域福祉活動の拡大支援 ②地域福祉の担い手の育成 ③ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実 ④民生委員・児童委員の拡充
	(4) 高齢者や障害者等の安心生活の確保	①災害時要援護者の支援体制の確立 ②移動手段の充実 ③高齢者や障害者等の虐待防止や権利擁護 ^{※1} の推進
	(5) 地域福祉活動拠点の充実	①福祉会館の管理・運営体制の充実 ②既存施設の有効活用

施策の主な内容

(1) 地域福祉計画の推進

①地域福祉計画の見直しと推進

地域福祉ニーズに対応した取組が円滑に行われるようにするため、日進市地域福祉推進連絡会議^{※2}と日進市地域福祉推進協議会^{※3}の連携・協働により、計画の見直し及び推進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域福祉推進協議会開催事業	福祉課	地域福祉計画の総合的な推進にあたり、地域福祉計画の進捗状況の確認及び見直しの必要性について協議する。

(2) 地域福祉意識の向上**①地域福祉意識の啓発**

相互扶助や地域内連携等、市民の地域福祉活動に対する意識・関心の向上及び必要性の周知を図るため、広く市民全般が学習する機会として、市内の地域活動実践報告を含めた地域活動をテーマに講演会や、地域福祉の課題をテーマにした講座を開催します。

②福祉教育の充実

子どもの頃から福祉に対する理解を深めるため、福祉実践教室において高齢者や障害のある人の疑似体験等を行い、ボランティアや地域の助け合いの精神を養う機会を提供します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域福祉フォーラム開催事業	福祉課	市内の地域福祉の現状と先進地事例等を市民に伝え、これからの日進市の福祉を考える機会を提供する。

(3) 地域福祉活動の充実・支援**①小地域福祉活動の拡大支援**

だれもが住み続けられる地域づくりのために、地域で福祉活動を実践している団体に対して、先進事例の情報提供や仕組みづくり等の支援を行い、活動の活発化を促進します。

②地域福祉の担い手の育成

身近に地域福祉を学ぶ場とその知識を実践する場を設け、地域福祉活動に積極的に参加する人材の育成に努めます。

③ボランティア・NPO等の活動支援制度の充実

ボランティア・NPO等の活動を充実するため、ボランティアセンターにおいて必要な支援を行います。また、手助けが必要な人とボランティア等を結びつけるコーディネート機能を充実します。

④民生委員・児童委員の拡充

地域福祉の担い手である民生委員・児童委員の活動を充実させるため、必要な知識と技能を修得するための研修を充実するとともに、民生委員・児童委員の適正な配置に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
人材育成講座開催事業	福祉課	地域福祉計画を進める市民会議 ^{※4} が企画し、地域ニーズに即した講座を開催する。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ボランティア講座等開催事業	福祉課	ボランティア講座を始め、新たな福祉ニーズに対応した各種講座を行う。

(4) 高齢者や障害者等の安心生活の確保

①災害時要援護者の支援体制の確立

災害時における地域での災害時要援護者^{*5}の援護活動が円滑に行われるようにするため、マニュアルを作成し、地域の支援体制を整えます。

②移動手段の充実

高齢者や障害のある人に対して、外出や通院等のニーズに対応するため、市民や事業者との協働により移送サービスの充実を図ります。また、くるりんばすの有効利用促進に努めます。

③高齢者や障害者等の虐待防止や権利擁護の推進

高齢者や障害のある人等が虐待や悪徳商法等により身体や財産が侵害されないように、権利擁護の観点から関係機関と情報を共有化した上で連携します。また、必要に応じて成年後見等の制度を活用することで、日常生活を支えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
災害時要援護者登録制度事業	防災室 福祉課 高齢福祉課	災害発生時に被害を最小限に抑えるため、障害者世帯や高齢者世帯等、災害時に援護が必要な人が登録することで適切な支援を受けられるようにする。
移送サービス費助成事業	高齢福祉課	要介護（要支援）認定者のうち、日常生活において寝たきりの状態又は常時車いすを必要とする者が、自宅と医療機関や福祉施設等を移動するために利用した福祉車両利用料を助成する。
くるりんばすの高齢者定期券や障害者等無料パスカードの発行事業	生活安全課	市内在住の65歳以上の人を対象に1か月定期券を発行する。また、市内在住の障害者手帳等所持者、要介護（要支援）認定者と付き添いの方1名は乗車料を無料とし、希望者にはパスカードを発行する。
権利擁護事業の普及促進事業	福祉課 高齢福祉課	地域包括支援センターや障害者相談支援センター等の関係機関や広報紙等により、成年後見制度利用支援事業の利用案内を周知し普及を進める。

(5) 地域福祉活動拠点の充実

①福祉会館の管理・運営体制の充実

福祉会館が市民の身近な福祉の活動拠点として活用が図られるよう、福祉会館の管理・運営体制の充実に努めます。

②既存施設の有効活用

地域において市民が気軽に集える場を確保するため、空き家や既存の公共施設等を利用し、地域の団体が運営する施設を整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ぷらっとホーム事業	福祉課	地域の高齢者を始め、すべての人が、いつでも気軽にぷらっと集まれるスペースを設け、地域コミュニティの醸成の機会を提供する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市地域福祉計画（平成17年度～平成26年度）
- 日進市地域福祉活動計画（平成23年度～）（※日進市社会福祉協議会が策定）

◆ 用語の解説

- ※1 権利擁護：自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳あふれる生活を送る上で必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践のこと。
- ※2 日進市地域福祉推進連絡会議：地域福祉に関する総合的な施策の推進を図るため、関係各課及び日進市社会福祉協議会に所属する者により構成される会議のこと。
- ※3 日進市地域福祉推進協議会：日進市地域福祉計画の総合的な推進にあたり、必要な意見を得るため、福祉関係団体の代表者、地域福祉計画を進める市民会議の代表者、学識経験者、地域福祉推進連絡会議の代表者及び福祉部長により構成される会のこと。
- ※4 地域福祉計画を進める市民会議：日進市地域福祉計画を推進していくことを目的とし、日進市民で構成された組織のこと。
- ※5 災害時要援護者：災害から身を守るため安全な場所に避難するなど、一連の防災行動をとる必要がある際に、支援を必要とする人

第2節：健康

1. 成人保健

現状と課題

- ・本市の平均寿命は、男性が80.7歳、女性が87.0歳と、男女ともに全国及び愛知県より長く、県内第1位となっています。（平成17年市区町村別生命表^{*1}）市民が現在の住み慣れた地域で健康に安心して暮らすため、引き続き健康づくりのための様々な施策が求められます。
- ・生活習慣病を原因とする死亡は、全体の約3分の1にもものぼると推計されています。このことから、平成20年から医療保険者に40歳以上の被保険者を対象に内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病（メタボリックシンドローム^{*2}）予防のための特定健康診査及び特定保健指導^{*3}の実施が義務付けられました。
- ・いきいき健康プランにしん21のアンケート調査（平成20年）では、20歳代男性の朝食の欠食や同年代の女性のやせすぎが指摘されています。
- ・中高年以降の生活習慣病の予防にとって重要な、若い頃からの適切な食生活や運動習慣を身につけるには、一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康を意識した生活を送ることが重要です。
- ・国のがん対策推進基本計画では、がんの早期発見と早期治療のために、がん検診の受診率を50%以上とすることを目標の一つとしています。本市においてもこの目標を達成するための取組を展開することが重要です。
- ・健康は、個人の努力だけで獲得できるものではなく、家族、地域、社会が与える影響や責任も大きいものがあります。そこで住民の健康を支援するような活動の取組が望まれます。
- ・働く世代や高齢者の心の病は、年々増加傾向にあります。本人や周囲の人の、心の健康に関する理解は十分ではないため、正しい知識の普及啓発や心の健康づくりのサポート体制が必要とされています。

施策がめざす将来の姿

- 運動や食習慣、心等の健康に対する理解が深まり、多くの市民が健康づくりに取り組んでいます。
- 地域で支えあう健康づくりの活動が活発になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
健康を実感している市民の割合 (%)	85.1	90	95
健康に意識した取組を行っている市民の割合 (%)	58.9	65	70

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 成人保健	(1) 生活習慣病等予防対策の推進	①健康づくり知識・情報の普及
		②各種健康診査事業の充実
		③生活習慣の改善と支援
	(2) 地域における健康づくり活動の推進	①健康づくりを推進する市民リーダー等の育成
		②地域における健康づくり体制の強化
	(3) 心の健康づくりの推進	①心の健康に対する知識の普及

施策の主な内容

(1) 生活習慣病等予防対策の推進

①健康づくり知識・情報の普及

市民の健康づくりに対する意識を高めるため、学校、医療機関、企業等と連携し、世代ごとの健康問題に関する様々な知識や情報の普及啓発を行います。

②各種健康診査事業の充実

健康診査の受診率は、その疾病の予防対策に直接反映することから、受診率の向上のため、関係する機関と連携し、健康診査及びがん検診や歯周疾患検診等、各種事業を広く市民に周知するとともに、市民の利便性を考慮した健康診査体制を整備します。

③生活習慣の改善と支援

健康に関する指導が必要な人に対しては、毎日の体重や歩数測定、適切な運動量や栄養摂取等について、性別や年齢に応じた効果的な特定保健指導のプログラムの作成等、生活習慣の改善と支援に努めます。

また、ポピュレーションアプローチ^{※4}としては、地域、学校、企業に出向き、健康教室を開催する等、健康や健康づくりに関する知識の普及啓発を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
特定健康診査事業	保険年金課 健康課	医療保険者に義務化された特定健康診査の実施率を高め、メタボリックシンドロームの予防、改善を図る。
特定保健指導事業	保険年金課 健康課	健康診査の結果、保健指導が必要と選定された対象者に医師、保健師、栄養士等による生活習慣病予防のための保健指導を実施する。
健康教室開催事業	健康課	教室を開催し、生活習慣病予防、心の健康等知識の普及啓発を行う。
健康ウォーキング普及事業	健康課 生涯学習課	日常生活の中で軽運動の習慣が浸透・定着できるようにするため、健康ウォーキングマップの作成等、健康ウォーキングの普及、啓発を図る。

(2) 地域における健康づくり活動の推進

①健康づくりを推進する市民リーダー等の育成

地域の健康づくり推進のために、栄養・食生活、運動に関する知識の普及啓発活動を実践している食生活改善推進員及び運動普及推進員の養成及び活動支援を継続するとともに、健康づくりを実践する市民サポーターを増やします。

②地域における健康づくり体制の強化

地域における健康づくり活動を進めるため、食生活改善推進員及び運動普及推進員の協力を得ながら、地域における健康づくり体制を構築するとともに、地域でボランティアが開催している地域サロン等の場に保健師や管理栄養士、運動普及推進員を派遣する等、健康づくりの視点を取り入れた活動を支援する体制を強化します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
食生活健康づくり活動支援事業	健康課	食生活改善推進員等が、市民に対して栄養・食生活に関する知識を普及啓発できるように支援を行う。
運動・体力づくり活動支援事業	健康課 生涯学習課	運動普及推進員等が地域で普及活動を円滑に行えるように支援を行う。
市民サポーター養成事業	健康課	健康づくりに関心のある市民を、市民サポーターとして養成し、地域に健康情報の発信と啓発を行う。

(3) 心の健康づくりの推進

①心の健康に対する知識の普及

関連機関と連携を取りながら、心の健康についての知識の普及啓発や相談事業を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
心の健康啓発事業	健康課 福祉課 高齢福祉課	心の健康に関する知識や情報を広く市民に啓発するため、講演会等を実施する。
心の健康相談事業	健康課 福祉課 高齢福祉課	心の健康に不安を持つ人や高齢者のうつのハイリスク者を把握して健康相談を実施する。

◆ 関連する計画・条例

- いきいき健康プランにっしん21計画（平成16年度～平成25年度）

◆ 用語の解説

- ※1 市区町村別生命表：厚生労働省により作成され、ある人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値等を、死亡率や平均余命等の指標（生命関数）によって表したものの。
- ※2 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因として高血糖、脂質異常、高血圧のうちいずれか2つ以上を併せもった状態のこと。内臓脂肪症候群ともいう。
- ※3 特定保健指導：特定健康診査の結果、腹囲と追加リスクの数に応じて保健指導が必要と選定された対象者に保健指導を実施して個人の目標とした生活習慣を改善すること。動機づけ支援、積極的支援に分けられる。
- ※4 ポピュレーションアプローチ：疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく手法「ハイリスクアプローチ」に対して、対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチすることで、全体としてリスクを下げっていく手法のこと。

2. 母子保健

現状と課題

- ・核家族化や地域社会との関係が希薄化したことにより、子どもと保護者が孤立する現状がみられます。出産、育児に関する知識や心構え等、これまで親から子へと自然に伝えられていた情報を得る機会がなく、子育てに不安を抱える保護者が増えていることから、妊娠や子育てに安心感を持てるような支援が望まれます。
- ・妊婦健康診査は、妊婦自身と胎児の健康を守り、安全な出産へとつながる大切な健康診査ですが、経済的な負担が大きいため、妊婦が必要な回数を受けられるような支援が必要とされています。
- ・また、子どもを生み育てたいと希望している夫婦のうち、10%程度は不妊に悩む夫婦であると言われていますが、不妊治療は経済的な負担が大きいため支援が必要とされています。
- ・近年、心や身体の発達に問題を抱える子どもが増加傾向にあります。早期発見、早期療育^{*1}が重要であるものの、十分な対応ができていないのが現状です。保護者が子どもの特徴や障害を理解し、早期に適切な対応ができるように、保護者の心に配慮した支援と療育が求められています。
- ・いきいき健康プランにっしん21計画アンケート（平成20年）では、出産を経験した人のうち、2人に1人が出産後に憂うつな気分になった経験があると回答しています。子育て中の保護者が心に問題を抱えているケースや、その疑いがある等のケースが少なくないことから、関係機関とより一層連携した保健、医療、福祉の制度や支援が必要とされています。

3基本計画
基本目標1

施策がめざす将来の姿

- 安心して妊娠・出産ができる環境が整備されています。
- 子どもの成長・発達や個性にあわせた支援が継続して行われており、子どもが健康に元気に成長しています。

現状と目標値

基本成果指標名		現状値	目標値	
		平成21年度	平成27年度	平成32年度
子育てにストレスを感じる人がいる人の割合（%）	乳幼児保護者	12.9 (平成20年度)	12	11
	就園児保護者	21.5 (平成20年度)	20	18

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 母子保健	(1) 安心な妊娠出産期への支援	①子どもを望む夫婦への支援 ②妊娠初期からの相談・保健指導等の充実 ③妊娠期の母子健康管理の充実 ④妊娠期からの仲間づくりへの支援 ⑤夫婦で協力する子育ての促進
	(2) 乳幼児の健康の保持増進	①乳幼児健康診査・相談の充実 ②障害等の早期発見とその支援 ③乳幼児の疾病や事故防止知識の普及啓発 ④乳幼児の心と身体の健康づくりの推進 ⑤児童虐待の防止【P.42「子育て・子育て支援」の再掲】
	(3) 子育て中の親に対する健康支援	①子育て中の親に対する心の健康支援

施策の主な内容

(1) 安心な妊娠出産期への支援

①子どもを望む夫婦への支援

子どもを生み育てたいとの希望を持ちながらも、子どもができない夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を負担し、経済的な負担を軽減することで、子どもを生み育てやすい環境づくりを行います。

②妊娠初期からの相談・保健指導等の充実

妊娠及び出産の経過を満足して心安らかに過ごせることが、安らかな子育てにつながるため、安心感を持てるような支援として、妊婦が気軽に相談できるような電話相談や家庭等への訪問指導を充実します。

③妊娠期の母子健康管理の充実

妊婦健康診査を受診することは、妊娠中の異常の早期発見と保健指導につながり、安全・安心な出産には不可欠であることから、健康診査の重要性を周知するとともに経済的な負担を軽減し、妊娠期の母子健康管理を充実します。

④妊娠期からの仲間づくりへの支援

子育て中の保護者同士が不安、悩み等を共感しあい、また楽しさを共有することで親として成長する力を育てあい、出産後も孤立することなく子育てができるようになるため、妊婦健康教育等を通じて妊婦やその家族が交流できるような機会を設けます。

⑤夫婦で協力する子育ての促進

子育てにおいて、心と身体の両面から支えるパートナーの存在は大切であることから、父親も子育てのパートナーとして子どもと関わり、父母ですばらしい子育てをするために子育ての知識や技術を学ぶ機会を提供します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
妊婦健康教育・相談事業	健康課	妊婦とその家族に対し知識の啓発と相談を実施する。
妊婦健康診査事業	健康課	妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査を実施する。

(2) 乳幼児の健康の保持増進

①乳幼児健康診査・相談の充実

保護者の子育てにおける不安や悩みを解消するため、乳幼児健康診査等の機会に、管理栄養士、臨床心理士等の専門職による相談を行います。

②障害等の早期発見とその支援

乳幼児健康診査の際には、身体面だけでなく、発達や心理面の健康に着目した健康診査を実施し、障害の早期発見に努めます。また、発達等に心配のある子どもには相談の機会を設け、必要な医療福祉サービス情報を提供する等、早期療育に向けた支援を行います。

③乳幼児の疾病や事故防止知識の普及啓発

乳幼児の死亡原因の第1位である「不慮の事故」(平成20年人口動態調査^{※2})を防ぐため、事故がどこで発生しやすいか、事故の起こらない環境をどのように整えるかについて、いろいろな機会を通じて保護者に情報提供を行います。

④乳幼児の心と身体の健康づくりの推進

乳幼児の心と身体を育てるため、食育^{※3}に関する支援を行います。また、親と子のふれあいを通じて子どもの心を育むため、本を通じたふれあいを勧めるブックスタート事業を継続して実施します。

⑤児童虐待の防止【P.42「子育て・子育て支援」の再掲】

乳児のいる家庭への訪問や乳幼児の健康診査等の機会に子育て環境を把握し、特に支援が必要な家庭に家庭訪問等の子育て支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
乳幼児健康診査事業	健康課	3～4か月児、1歳半児、3歳児健康診査を実施する。
ブックスタート事業	健康課	3～4か月児健康診査時に、保護者に絵本を通して赤ちゃんとのふれあいのひとときを持つことの大切さを伝える活動を実施する。

(3) 子育て中の親に対する健康支援**① 子育て中の親に対する心の健康支援**

産後のマタニティブルー^{※4}や、うつ病を始めとする心の不調に対し、周囲の理解と支援が得られるようにするため、啓発活動を行っていくとともに、保護者の心のケア等のため、相談や訪問指導を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
家庭訪問事業	健康課	子育てに不安や悩みのある保護者の家庭を訪問し、生活の場で助言指導を行い不安の軽減を行う。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	健康課	4か月までの乳児に対し家庭訪問を行い、地域の子育て情報の提供と見守りを行う。

◆ 関連する計画・条例

- いきいき健康プランにっしん21計画（平成16年度～平成25年度）
- 日進市次世代育成支援計画（平成17年度～平成26年度）

◆ 用語の解説

- ※1 療育：医療・治療の「療」と、保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発する手法が用いられている。
- ※2 人口動態調査：我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする、厚生労働省が行う調査のこと。出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、各種届出等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集し集計したもの。
- ※3 食育：国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組のこと。
- ※4 マタニティブルー：出産直後の母親にみられる抑うつや情緒不安定な状態のこと。

3. 地域医療

現状と課題

- ・本市には3病院^{※1}、56 医科診療所^{※2}、40 歯科診療所と医療提供施設として35 薬局があります。また、子どもの多い地域として必要な、出産を扱う施設が4か所と小児科標榜施設^{※3}が23か所あり、がん患者の緩和ケア病棟を有する病院も立地しています。また、近年新たに心療内科が2か所開設される等、医療機関の診療科目が充実しています。(平成22年度時点)
- ・そうした医療機関の情報等を、より多くの人に随時提供していく必要があります。
- ・地域の医療機関及び行政が連携を進めることは、保健・医療・福祉サービスの向上に不可欠です。
- ・献血は、血液製剤の原料や手術時の輸血用の血液として重要です。今後、献血量の増加に向けて啓発等を充実する必要があります。
- ・アイバンク・骨髄バンク・臓器移植等については、成人式等で啓発していますが、今後さらなる臓器提供意思表示者の増加が望まれています。
- ・本市の第1次救急医療施設として日進市休日急病診療所が整備されています。利用者に安全・安心な医療を提供するため、医療関係機関との連携協力を継続していくことが重要です。
- ・本市の近隣には、第3次救急医療施設^{※4}かつ災害拠点病院^{※5}の愛知医科大学病院、藤田保健衛生大学病院があります。災害時の体制づくりに向けた災害拠点病院と地域医療機関との連携が望まれます。
- ・健康づくりの拠点となる保健センターは、利用者の増加や利便向上を図るため、子育て支援、バリアフリーの視点に配慮しつつ、施設や設備の整備・拡充を図っていく必要があります。

3基本計画
基本目標1

施策がめざす将来の姿

- 身近な医療機関で安心して医療が受けられます。
- 救急医療体制が充実し、関連する情報の周知も徹底されており、救急時に迅速・適切な医療サービスが受けられます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
医療機関（医科・歯科）の数や診療科目に対する満足度（%）	38.4 (平成20年度)	43	48

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 地域医療	(1) 医療連携の強化	①かかりつけ医師等の普及促進 ②市民にわかりやすい医療情報の提供 ③地域医療機関との連携 ④ドナー思想の普及啓発
	(2) 救急医療体制の充実	①休日救急診療体制の充実 ②災害時等に備えた地域医療体制の整備 ③緊急医療情報の充実

施策の主な内容

(1) 医療連携の強化

①かかりつけ医師等の普及促進

かかりつけ医師等がいることで、病歴等の医療情報を集約し、健康管理を容易にするため、地域にある医療機関を保健センターガイドやホームページへ掲載して、かかりつけ医師等の普及促進に努めます。

②市民にわかりやすい医療情報の提供

医療に関する情報を、毎月広報紙に掲載するとともに、わかりやすいチラシを作成し、より多くの人に最新の医療情報を提供します。

③地域医療機関との連携

市民の健康を向上するため、医療機関と行政との会議を開催する等、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、医療に関する情報の共有を図ります。

④ドナー思想の普及啓発

献血の量、ドナーカードによる臓器提供意思表示を増やすため、広報紙やホームページ等を活用し、献血、アイバンク、骨髄バンク、臓器移植等についての情報提供を積極的に行います。また、県赤十字血液センターの献血活動を支援し、献血機会を増やすため企業や病院等での献血を実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ドナー思想の啓発事業	健康課	年に3回献血を行い、献血会場、成人式等イベントでリーフレットの配布を行う。

(2) 救急医療体制の充実

① 休日救急診療体制の充実

利用者に安全・安心な医療を提供するため、休日急病診療所の運営を地域医療機関と連携を図って継続します。

② 災害時等に備えた地域医療体制の整備

災害時に必要な治療が受けられるような体制づくりを進めるため、災害拠点病院と地域医療機関との連携支援を行います。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、災害時でも地域医療が活動できるような体制を整えます。

③ 緊急医療情報の充実

市民が、緊急時に適切な治療を受けられるように、緊急医療情報の提供手段の充実に努め、救急医療情報センター等の情報提供に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
休日急病診療所運営委託事業	健康課	休日急病診療所の運営について指定管理者に委託する。

3 基本計画
基本目標1

◆ 関連する計画・条例

- いきいき健康プランにっしん21計画（平成16年度～平成25年度）
- 日進市地域防災計画（平成21年5月改訂）
- 日進市休日急病診療所条例

◆ 用語の解説

- ※1 病院：20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。
- ※2 診療所：患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。
- ※3 小児科標榜施設：小児科診療について外部に広告できる病院のこと。
- ※4 第3次救急医療施設：24時間救急救命センターを病院にて運営し、第2次医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に対し、医療を総合的に提供する医療機関のこと。
- ※5 災害拠点病院：災害時における医療の確保を図るため、重篤救急患者の救命医療を行う高度の診療機能や地域の第一線の医療機関を支援する機能、広域搬送機能、自己完結型の医療救護班を派遣する機能等を有する病院。

第2節：健康

4. 感染症対策

現状と課題

- ・ 予防接種を受けることは、本人が病気にかからず健康でいられるようにすると同時に、家族や友人、将来産まれる子どもの健康を守ることもつながることから、感染症の予防措置としての重要性について周知し、乳幼児からの接種率を高く保つことが重要です。
- ・ また、予防接種法によらない任意のワクチン接種が増加傾向にあります。正しい情報の提供と接種費用にかかる経済的負担の軽減についても検討していく必要があります。
- ・ 狂犬病の予防に有効な狂犬病ワクチンの接種率は、ペットとして犬を飼う人が多くなっている一方で近年低下しています。また、密輸や不法上陸等により狂犬病に感染した動物が侵入する可能性もあり、引き続き狂犬病対策の充実・強化を図ることが求められています。
- ・ 近年、新興・再興感染症が毎年流行しています。特に、早期に詳細な情報を把握することが困難な新興感染症の場合においては、流行当初の段階で様々な情報が錯綜し、混乱することから、どのようなときも市民が適切に行動できるよう、迅速・適確な情報提供と対応ができる体制づくりが求められています。
- ・ 災害発生時の対策として、避難所における感染症のまん延防止等の体制を整備しておく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 予防接種についての市民の理解が深まり、必要な人が必要な予防接種を受けています。
- 新型インフルエンザ等の感染症や災害時における感染症対策が講じられており、市民は安心して生活しています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
乳幼児予防接種率 (%)	98.7 (平成20年度)	100	100

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 感染症対策	(1) 感染症予防	①予防の啓発 ②各種予防接種の推進 ③結核予防の推進 ④狂犬病対策の推進
	(2) 感染症に対する危機管理	①新型インフルエンザ等新興・再興感染症対策の体制確立 ②災害時の感染症予防体制の確立

施策の主な内容

(1) 感染症予防

①予防の啓発

感染症の予防についての適切な情報を得ることで、健康を維持することができるようにするため、広報紙やホームページ、健康診査、相談の機会等を活用して知識、情報の普及啓発を進めます。

②各種予防接種の推進

接種率が向上するよう、予防接種の効果や副反応の理解促進と予防接種機会の情報提供に努めます。

③結核予防の推進

結核予防のため、65歳以上の結核検診（胸部エックス線撮影）を実施するとともに、40歳以上には肺がん検診（胸部エックス線撮影）を実施します。また、保健所と連携し、結核予防に関する情報提供、啓発に努めます。

④狂犬病対策の推進

狂犬病予防法に基づく登録の徹底を図り、市内で飼養されている犬の数を把握するとともに、犬の所有者に対して確実に予防接種を行うように、普及啓発活動を実施します。また、県、獣医師会等関係機関と十分に連携・協力を図り、狂犬病予防対策の一層の推進に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
予防接種事業	健康課	予防接種法に基づく感染症の予防接種を実施する。
狂犬病予防事業	環境課	飼い犬に対する集合注射を実施する。また、飼い主に対して飼い犬の登録及び狂犬病予防注射接種の啓発活動等を行う。

(2) 感染症に対する危機管理

① 新型インフルエンザ等新興・再興感染症対策の体制確立

危機管理のため、罹患率、致死率等を考慮した新型インフルエンザ対策等行動計画を策定します。また、新型インフルエンザ等の初期発生段階を含めて国内外、県、他市町の情報収集に努めるとともに、市民に対し適確な情報を迅速に提供し、市民生活の混乱を防ぎます。

② 災害時の感染症予防体制の確立

災害発生時における感染症発生の予防措置として、避難所の衛生管理や被災状況に応じた消毒、訪問調査、予防接種、医薬品の確保等を迅速に行うとともに、避難所の被災者に対し、保健師等が健康管理を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
感染症予防消耗品備蓄事業	健康課	感染症予防消耗品、マスク、感染症対策キット等を備蓄する。
災害時の感染症予防体制の確立	健康課	災害時の感染症予防を迅速・適確に対応するための体制を確立する。

◆ 関連する計画・条例

- いきいき健康プランにっしん21計画（平成16年度～平成25年度）

第3節：社会保障

1. 公的医療保険・年金

現状と課題

- ・国民健康保険制度は、企業等の健康保険組合等、他の医療保険制度に属さないすべての住民を被保険者としているため、高齢化の影響を受け、医療機関での受診や治療の機会が多くなる高齢者の割合が増加していることに加え、医療技術の進歩に伴い医療費が増加していることや産業構造の変化に伴い無職者や年金受給者等、低所得者の割合が増加していること等により、その財政基盤は、市の一般財源への依存が高まってきています。
- ・予防医療の推進とともに、医療費の適正化を図ることで、財政基盤を安定的なものとするのが求められています。
- ・皆保険制度を堅持することは、社会の安定のためにも大切であるため、無保険者への対策が求められています。
- ・平成21年から全国の主なコンビニエンスストアでも時間や曜日を気にすることなく国民健康保険税の納付ができるようになりましたが、収納率の向上を図るため、納税者にとってさらに納付しやすい環境を整えることが求められています。
- ・平成20年度から75歳以上の人を対象にした後期高齢者医療制度が開始されました。現在、国において現行の制度を廃止し、平成25年度から新たな医療制度の創設が検討されており、今後も高齢者が安心して医療を受けることができるように、適切な情報提供等が求められています。
- ・「ねんきん特別便、ねんきん定期便」の送付と年金相談等により、年金記録の確認・統合が進み、市民が自分の年金の状態を確認できるようになりました。
- ・安定した年金制度を維持するためには、引き続き年金記録問題解決に向けた取組への協力と相談体制の充実が求められています。

3基本計画
基本目標1

施策がめざす将来の姿

- 被保険者の制度に対する理解が深まり、被保険者が健康を維持し、必要な時に安心して医療を受けられます。
- すべての市民が等しく年金を受給し、安定した老後生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
国民健康保険被保険者一人あたり療養諸費費用額（円）	283,757	341,000	387,000
国民健康保険税現年収納率（%）	92.28	93.0	93.5

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 公的医療 保険・年金	(1) 公的医療保険制度 の適正な運用	①医療費の適正化 ②無保険者の防止 ③収納率の向上
	(2) 年金制度の周知・普 及	①年金制度の周知・普及と相談の充実

施策の主な内容

(1) 公的医療保険制度の適正な運用

①医療費の適正化

医療費の適正化のため、有資格者によるレセプト^{*1}縦覧点検や診療報酬請求点数の確認事務を積極的に行うとともに、被保険者に対してジェネリック医薬品^{*2}の普及や多受診、重複受診抑制のための啓発を行います。

②無保険者の防止

皆保険制度を堅持するため、無保険状態にならないように広報紙やホームページ等を活用して啓発を行います。

③収納率の向上

保険制度を安定して運営していくため、滞納処分、収納対策を強化するとともに、納税者の納付しやすい環境を整えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
医療費適正化事業	保険年金課	被保険者の資格点検、請求内容点検等調査事務を強化する。

(2) 年金制度の周知・普及

①年金制度の周知・普及と相談の充実

年金事務所と連携して、広報紙での国民年金制度の周知及びパンフレットの配布を行うとともに、年金加入者・受給者の年金相談を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
年金制度の周知事業	保険年金課	年金制度の周知及び年金事務所の相談事務の受付を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市国民健康保険条例
- 日進市国民健康保険税条例
- 日進市後期高齢者医療に関する条例

◆ 用語の解説

- ※1 レセプト：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（日進市国保等）に請求する医療費の明細書のこと。患者氏名、性別、生年月日、医療機関名、診療科、病名、診療月に行った処置等の点数が記載されており、医療機関が月単位で作成する。診療行為ごとに点数が決められており、この点数を合算して、保険者に医療費を請求する。
- ※2 ジェネリック医薬品：先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のこと。後発医薬品ともいう。

第3節：社会保障

2. 福祉医療

現状と課題

- ・本市は、平成20年度から子ども医療費支給対象年齢を中学3年生までに制度を拡大しました。
- ・75歳以上の障害者手帳を所持している人等を対象とした後期高齢者福祉医療費制度^{※1}では、高齢単身世帯の増加に伴い、ひとり暮らし非課税者を対象に加える等、制度の拡大に努めています。今後も、高齢者人口の増加に伴い、対象者の増加が予想されます。
- ・身体障害や知的障害等、障害のある人が安心して医療を受けられることが必要です。本市では、身体障害や知的障害のある人の医療費助成に加え、精神疾患による通院又は入院に対して、一定要件の人に医療費を助成しています。
- ・近年では、自立支援医療（精神通院）^{※2}受給者や精神障害者保健福祉手帳取得者が増加していることから、助成制度の見直しが必要とされています。
- ・経済的支援が必要な、ひとり親家庭等が安心して医療を受けることができるように、今後も、ひとり親家庭等医療費助成制度について適切な情報提供が求められています。
- ・福祉医療費は、受給者の増加や制度拡大により毎年増加しており、市の財政負担も大きくなっています。医療保険者や医療機関と連携して医療費の適正化に努める必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 子ども、高齢者、障害のある人、ひとり親家庭等の福祉医療対象者が安心して医療を受けられるようになっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
医療費助成の受給者数（人）	17,270	19,200	21,100

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 福祉医療	(1) 福祉医療費助成制度の充実	①福祉医療費助成制度の充実
	(2) 福祉医療制度の周知	①福祉医療制度の適正利用の周知

施策の主な内容

(1) 福祉医療費助成制度の充実

①福祉医療費助成制度の充実

福祉医療費支給対象者が安心して医療を受けられるように、医療費助成制度の充実に図ります。また、社会情勢や近隣市町の状況を考慮し、各制度の見直しを検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
医療費助成事業	保険年金課	中学3年生までの医療費の助成を継続する。精神障害者医療費支給対象者の拡大を検討する。

(2) 福祉医療制度の周知

①福祉医療制度の適正利用の周知

福祉医療費支給対象者が適正な医療を受けられるようにするため、制度の周知を積極的に行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
福祉医療費助成制度の啓発事業	保険年金課	広報紙等を積極的に利用し、福祉医療費助成制度の啓発を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市子ども医療費支給条例
- 日進市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例
- 日進市障害者医療費支給条例
- 日進市精神障害者医療費支給条例

◆ 用語の解説

- ※1 後期高齢者福祉医療費制度：後期高齢者医療制度加入者で、市内に住所を有し、次のいずれかに該当している人に医療費を助成する制度のこと。（ただし、①から③は65歳以上の人とする。）
- ① 1級から3級までの身体障害者手帳所有者
 - ② A又はB判定の療育手帳所有者（B判定の人は75歳以上）
 - ③ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳所有者
 - ④ 寝たきり・認知症（市町村民税非課税世帯の人。要介護度4又は5で、生活介護を受けている期間が3か月以上継続している人）
 - ⑤ ひとり暮らしの高齢者で市町村民税非課税の人（居住地特例施設等入所者は除く）
 - ⑥ 腎臓機能障害4級の身体障害者手帳所有者
 - ⑦ 自閉症候群と診断された人
 - ⑧ 進行性筋萎縮症4から6級までの身体障害者手帳所有者
 - ⑨ 自立支援医療費（精神通院）受給者（指定した医療機関に通院した場合のみ助成）
 - ⑩ 戦傷病者手帳所有者
 - ⑪ 結核患者（保健所で手続きをされた人）
- ※2 自立支援医療（精神通院）：精神障害及び精神障害に起因して生じた病態の治療のため、病院又は診療所等への通院等による医療費及び薬剤費等の医療費のうち90%を医療保険と併せて助成する制度のこと。

3. 低所得者支援

現状と課題

- ・本市は、他の自治体と比べて生活保護世帯の割合が低い状況にはありますが、平成21年度後半から保護世帯が増加傾向にあります。
- ・相談の中には、生活保護適用にならない生活困窮事例及び複合要因による支援困難事例が増えてきています。さらに、健康で就労能力があるにもかかわらず、就労先が見つからないという事例も増えてきています。
- ・世界同時不況の影響により雇用状況が悪化したことに伴い、国において失職者の住宅確保や生活支援を進めていること等から、福祉部門と雇用部門の連携強化を進めることが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 市民が、健康で文化的な生活水準を維持することができています。
- 生活が困窮する状態に陥った人が、生活や就労、健康面でのサポートを受け、自立に向けた生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
ホームレス化防止対象者のうち、就労した比率（%）	26.1	50	50

施策の体系

《大施策》

3. 低所得者支援

《中施策》

(1) 生活自立支援の充実

《小施策》

- ① 要保護者（世帯）等^{※1}の適確な把握
- ② 相談事業の総合化
- ③ 適確・迅速な生活保護の実施
- ④ 雇用及び住宅確保に関する施策の実施

施策の主な内容

(1) 生活自立支援の充実

①要保護者（世帯）等の適確な把握

要保護者（世帯）等に早期に対応するため、民生委員・児童委員の協力を得て、金銭等による援助が必要な人（世帯）及び福祉各施策による援助が必要な人（世帯）の適確な状況把握を推進します。

②相談事業の総合化

市民からの生活相談に柔軟に対応するため、関係機関との連携を強化します。また、相談内容を適確に把握するとともに、要保護者（世帯）等の生活支援について、個人のプライバシーに配慮しつつ、相談者との良好なコミュニケーションを構築し、世帯の自立又は安定に向けた支援を行います。

③適確・迅速な生活保護の実施

要支援者に早期に対応するため、生活保護申請にかかる調査及び支給について、迅速かつ適切な処理を行うとともに、急迫性が高く金銭等による援助が必要な人（世帯）については、社会福祉協議会での資金貸付と連動した支援を実施します。

④雇用及び住宅確保に関する施策の実施

今後、雇用不況が長期化することが想定されるため、相談業務を実施する中で金銭等による援助が必要な人（世帯）の住宅確保を支援するとともに、職業安定所との連携を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
生活困窮者の生活相談	福祉課	生活困窮者等に対して必要な生活相談を実施する。
生活保護等事業	福祉課	生活保護法に基づいて生活保護を実施する。
生活福祉資金貸付事業	社会福祉協議会	市福祉事務所と連動した、市社会福祉協議会による生活資金の貸付を行う。
緊急特別住宅手当支給事業	福祉課	離職に伴う住宅喪失者に対し、住宅手当を支給する。
ホームレス化防止対策事業	福祉課	金銭等による援助が適当な世帯のホームレス化を防止するため、各施策への導入を行う。

◆ 用語の解説

※1 要保護者（世帯）等：生活保護法の適用を含め、低所得者向け施策による支援及び救済が必要な者（世帯）のこと。

